二　消防団員が災害に対処するため出動した際に生じた自動車又は原動機付自転車に係る損害に対する共済事業に係る市町村の分担金及び保険事業に係る市町村の保険料の額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

次の各号によって算定した額の合算額に〇・七を乗じて得た額とする。

一　林地台帳等の運用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該市町村が林地台帳等の運用に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

二　森林所有者等の把握及び森林の土地の境界の確定等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該市町村が森林所有者等の把握及び森林の土地の境界の確定等に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

三　林業の担い手の育成及び確保に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該市町村が林業の担い手の育成及び確保に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

四　森林所有者等から当該市町村への森林の寄附を促進することを目的として行う測量及び調査等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

五　地域林政アドバイザーの活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

六　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の五に基づき当該市町村が作成する市町村森林整備計画において定める公益的機能別施業森林区域内で当該市町村が森林所有者等と協定等を締結して行う森林整備事業（造林、間伐及び保育をいう。以下同じ。）と一体として行う森林の有する公益的機能の向上に資する取組及び木材の搬出等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

前条第一項第一号の表第八十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

八十一　森林吸収源対策等の推進に要する経費があること。

八十二　特定地域づくり事業協同組合が行う特定地域づくり事業に補助金等を交

二　消防団員が災害に対処するため出動した際に生じた自動車又は原動機付自転車に係る損害に対する共済事業に係る市町村の分担金及び保険事業に係る市町村の保険料の額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

次の各号によって算定した額の合算額に〇・七を乗じて得た額とする。

一　林地台帳等の運用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該市町村が林地台帳等の運用に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

二　森林所有者等の把握及び森林の土地の境界の確定等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該市町村が森林所有者等の把握及び森林の土地の境界の確定等に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

三　林業の担い手の育成及び確保に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該市町村が林業の担い手の育成及び確保に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

四　森林所有者等から当該市町村への森林の寄附を促進することを目的として行う測量及び調査等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

五　地域林政アドバイザーの活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

六　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の五に基づき当該市町村が作成する市町村森林整備計画において定める公益的機能別施業森林区域内で当該市町村が森林所有者等と協定等を締結して行う森林整備事業（造林、間伐及び保育をいう。以下同じ。）と一体として行う森林の有する公益的機能の向上に資する取組及び木材の搬出等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

前条第一項第一号の表第八十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

八十一　森林吸収源対策等の推進に要する経費があること。

八十二　特定地域づくり事業協同組合が行う特定地域づくり事業に補助金等を交